

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案	・・・	5
指定自動車整備事業者に対する聴聞の実施について	・・・	6
指定自動車整備事業者の行政処分について	・・・	7

公 示

26C09号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年10月22日

関東運輸局長 澤 井 俊

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	26C09
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	京王バス 株式会社
対象となる路線	事案番号 26C09-1 東京都府中市本町1-12先 東京都府中市是政3-15先 1.49キロ 事案番号 26C09-2 東京都府中市是政5先 東京都稲城市大丸999先 0.64キロ
廃止の予定日	令和9年4月1日
廃止を必要とする理由	輸送に必要な人員をそろえることが困難になった為、運行回数僅少および利用者僅少により当該路線の廃止することとした。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく事業の停止処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を栃木運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和8年10月14日 関東運輸局長 澤 井 俊
記

事案番号 26E02

1. 事業者の氏名及び住所

有限会社 マロニエ観光

栃木県鹿沼市野尻394番地3号

2. 予定される処分内容

道路運送法第27条第3項等の規定違反による同法第40条に基づく事業の停止処分

3. 聴聞の期日

令和8年11月24日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

なお、上記で実施できない場合は、関東運輸局が別途指定することとします。

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

有限会社出原自動車商会

代表取締役 石川 忠

茨城県日立市神峰町4丁目16番11号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

有限会社出原自動車商会

茨城県日立市神峰町4丁目16番11号

認証番号 第5-401号

指定番号 東指第5-220号

4. 期 日

令和8年10月23日（金）14時00分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項、第94条の5第4項、第94条の6第1項、第94条の9及び第94条の10の規定違反

令和8年10月13日

関東運輸局長

澤井 俊

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

有限会社みのわモータース

代表取締役 箕輪 睦

神奈川県相模原市緑区長竹1128番地

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

有限会社みのわモータース

神奈川県相模原市緑区長竹1128番地

認証番号 第2-1495号

指定番号 関東指第2-1435号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和8年10月22日 から

令和8年11月15日 まで 25日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項及び第94条の5第4項の規定違反

令和8年10月15日

関東運輸局長 澤井 俊